

沖縄米軍の射爆場火災 気象による使用弾規制を恒常的に無視 防衛局へ情報制限も

「さい塾」 記者会見

沖縄米軍中部訓練場における原野火災に関して、米国情報公開法により入手した米海兵隊内部文書によって新事実が明らかになった。最近の射爆場火災の内の約半数が、米軍が火災防止対策として設定している規制を無視した訓練によって引き起こされていた。また、米側は火災時の訓練部隊や使用武器の種類などを日本側に知らせない指示を与えていることも明らかになった。「さい塾」が11月5日に東京で記者会見し発表した。

中部訓練場の原野火災

沖縄県の「中部訓練場」¹は沖縄本島中部から北部にかけて存在するキャンプ・ハンセンとキャンプ・シュワブにまたがる広大な米軍演習場である(地図参照)。中部訓練場では、現在でも在沖米軍の大規模な実弾射撃訓練が行われており、射撃された実弾が着弾地内の雑草に引火することにより発生する原野火災は大きな問題の一つとなっている。沖縄県の統計によると、1972年の本土復帰以来、米軍施設内で発生した原野火災は511件に上る。最近の10年間でも中部訓練場では107回の山火事が発生しており、年平均にすると11回となる。射爆場火災はたえず基地外への延焼の危険をはらみ、住民の安全を直接的に脅かす。水源涵養林の消失や赤土流出などの環境への被害も無視できない。そして根本的には、豊かな緑の大地が外国軍隊の軍事訓練のために傷め続けられることが持つ、人間的・文化的な悪影響を考えなければならない。

情報請求と開示

火災の件数は一向に減る気配を見せていない。それどころか、2007年に20件、2008年に18件、そして今年も既に13件と増加傾向にある。この背景には訓練の過密化があると指摘されているが、実態は決して明らかではない。実弾射撃訓練を行う部隊や兵器の種類、米軍の再発防止策や消火体制など、ほとんど明らかになっていない。

こうしたなかで、「さい塾」(主宰:梅林宏道。ピースデポのプロジェクト)では、射爆場原野火災の実態調査に取り組んだ。2008年5月、新田哲史(セイピースプロジェクト)が米海兵隊基地キャンプ・パトラーに対して以下の内容の情報公開請求を行った。

請求内容:沖縄海兵隊基地で1990年から2007年に発生した山火事に関するすべての文書。以下のものを含む。①山火事の日付、燃焼時間、規模、被害、消火過程の記録、②山火事の発生頻度がわかる統計、③山火事とその原因に関する調査報告、④山火事防止策

請求に対し、2008年9月30日(10月3日受領)に107枚の文書、09年3月2日付(3月31日受領)に13枚の文書が公開された。計120ページの文書は16種類の文書から成る。

海兵隊は火災条件を設定

今回入手した文書のうち、「実施上の危機管理——射爆場火災」と題する文書において、射爆訓練による火災を軽減するために、海兵隊が2000年に気象条件を考慮した「火災条件」(Fire Condition)を設定し、その条件ごとに訓練に使用が許される弾の種類に関する指針を作成していたこ

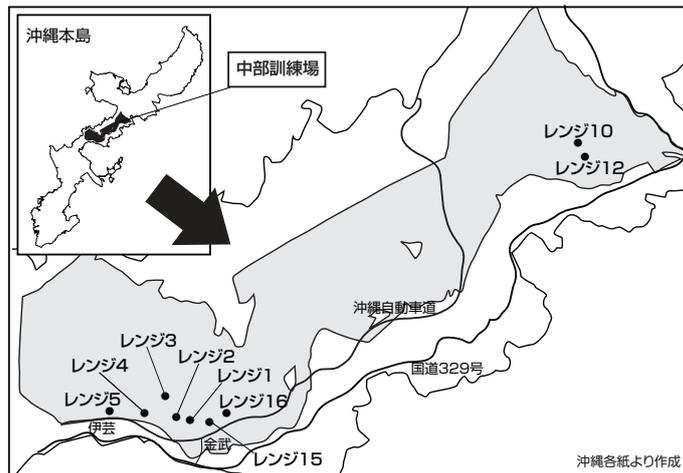
とが明らかになった。資料1に全訳する(6ページ)。これは、初めて明らかになった重要な事実である。これによると、訓練の日の早朝、射爆場管理官が天気予報と過去24時間の降雨量の情報を得て、その日の「火災条件」を設定する。火災条件は3段階あり、もっとも乾燥した状態が「火災条件Ⅰ」(規制)、次に乾燥した状態が「火災条件Ⅱ」(制限)、もっとも乾燥度が低い状態が「火災条件Ⅲ」(無制限)とされている。条件Ⅲの日から5ミリ以上の降雨の無い日が4日続くと火災条件Ⅱが設定され、Ⅱの日が4日続くと火災条件Ⅰになる。5ミリ以上の降雨があると条件が1段階緩められる。

条件Ⅰでは基本的に訓練は許されないが、例外的な場合にのみ、十分な消火体制のもとに普通弾と榴弾を使用した訓練が許可される。条件Ⅱでは、普通弾、榴弾、発煙弾(条件付き)の訓練が許される。条件Ⅲでは特に制限はない。この指針によると、発火性の高い曳光弾や照明弾の使用が許されるのは、火災条件Ⅲの時だけである。

火災条件の無視

今回、1997年から2007年までの11年間の射爆場火災を網羅した詳細な一覧表が公開された。表には、火災年月日、場所、焼失面積、消火ヘリコプター出動の有無、部隊、兵器などの注、風向・風速などが記されているが、注目すべきは2002年から上記の「火災条件」が記入されていることである。これに基づき、02年~07年の6年間における火災条件ごとの火災発生件数を表にした。これにより、射爆場火災の一定の実態分析が可能になった。(資料2、3)²

表によると、火災条件Ⅰでの火災発生件数が最も多く34件であり、全体の約55%を占める。また06年、07年においては、火災はすべて火災条件Ⅰのときに発生している。条件Ⅰにおける訓練は基本的に制限されていることを考



【資料1】

**実施上の危機管理——射爆場火災
(Operational Risk Management—
Range Fires)**

中部訓練場の射爆場管理官（レンジ管理官）(RCO=Range Control Officer)は、火災条件を設定するために、日課として次の手順を踏んでいる。

- 午前6時45分に射爆場管理官が到着し、天気予報と過去24時間の降雨量について情報を得る。この情報は嘉手納空軍基地の気象局から得る。
- 射爆場管理官は、天候状況、降雨量、射爆場の現状に基づいて、その日の火災条件を設定する。
- 射爆場管理官は火災条件に基づいて、部隊訓練に対して追加的な制限や規制を定める。
- 射爆場管理官は、この情報を中部訓練場のすべての訓練部隊に伝える。
- 射爆場監視員(Range Warden)は、実弾射撃訓練の実施前に行われる現地説明の間に、火災条件に関してすべての部隊に説明する。
- 射爆場監視員は、訓練している部隊が、火

災条件から来る制限を含めて射爆場管理規則を確実に遵守するよう訓練の実施を監督する。

●射爆場管理官は、追加的な監視や注意が必要な状況においては、必ず射爆・訓練場監督官(Range and Training Area Manager)と協議する。

**火災条件
(Fire Condition)**

海兵隊基地キャンプ・バトラーにおける火災条件には3つの条件規定に分類される。これらの条件規定は、過去24時間における降雨量と発射される弾に基づく火災発生の危険を反映したものである。火災条件は一つの指針として用いられる。射爆場管理官と射爆・訓練場監督官は、危機管理のため、以下の指標とは別に定期的に火災条件を調節するものとする。

火災条件Ⅲ（無制限）

火災条件Ⅲは、火災条件Ⅱにあった射爆場が、過去24時間以内に0.20インチ（約5ミリメートル）の降雨を受けたときに設定される。発射できる弾に対する規制はない。

火災条件Ⅱ（制限）

火災条件Ⅱは、火災条件Ⅲにおいて4日間降雨のない日が続いた後に設定される。この段階は、3日間、あるいは0.20インチの雨が降るまで続く。普通弾(ball)と榴弾(HE)だけ（許可される）。発煙弾(smoke)の使用は障害物のない区域で認められる。発煙弾の使用は、缶入りのもので、消火装置を用意し、発煙弾が消えるまで監視員が付いているときのみ使用する。

火災条件Ⅰ（規制）

火災条件Ⅱにおいて4日間降雨のない日が続いた後に、火災条件は火災条件Ⅰに引き上げられる。許可される弾は、普通弾と40ミリ演習/対人砲及び迫撃砲の榴弾のみである。0.20インチの降雨と射爆場管理官の許可により、火災条件Ⅱへと戻る。

射撃場で唯一許可される射爆は、大砲や迫撃砲の増加配備を考慮するためである。そしてこれは、すべての消火体制を整えた下士官幹部の直接の監督のもと行われる。

どのような兵器規制が適用されるかの最終決定は、射爆される弾が何か、最近の火災、降雨などを考慮した上で、射爆場管理官と区域管理官が行う。(訳：筆者)

【資料2】火災条件と火災件数

(括弧内は明確に指針違反の件数)

	合計 (件)	火災条件 I	火災条件 II	火災条件 III	不明
2002年	12(5)	3(2)	8(3)	1	0
2003年	10	0	4	4	2
2004年	7(1)	1(1)	2	4	0
2005年	7(2)	4(2)	0	3	0
2006年	6(4)	6(4)	0	0	0
2007年	20(14)	20(14)	0	0	0
合計	62(26)	34(23)	14(3)	12	2

えると、これら全てが指針に反した訓練を強行した結果の火災であるということもできる。それに火災条件Ⅱでは許されない曳光弾による3件の火災を加えると37件(約60%)の火災は、指針に従わなかった結果起こったと言える。

ただ、火災条件Ⅰで起こった火災の中にも、指針にあるように例外的に訓練が許されていたケースがあるかもしれない。その可能性を排除して、明確に指針違反(火災条件Ⅰ、Ⅱにおける曳光弾使用など)の場合を取り出した数字が、表の括弧内の数字である。これによると、62件の内26件(42%)が、明確な指針違反の訓練で発生した火災となる。また、弾の種類ごとに指針違反による火災件数を整理すると(資料3)²、26件のうち約80%が、曳光弾が指針違反で訓練されていた場合であることが分かる。指針がまったく空文化している実態が明白になった。

「日本政府に出すな」と指示

米軍は日本側に火災の原因となった部隊や武器に関する情報を与えないという方針でいることが、文書の中で新たに暴露された。その文書とは「2005射爆場火災データシート」である。この文書は05年4月4日に発生し3日間続いたキャンプ・ハンセン射爆場における大火災の一部始終を様式にした

がって記載したものである。様式の「手順2」において、沖縄防衛施設局への連絡時刻を記載する欄があるが、その注意書きに次のように書かれている。

「沖縄防衛局には火災を起こした部隊や武器の型を知らせない。火災が鎮火し、地理情報システム(GIS)が入手できるまでは、沖縄防衛局に火災の大きさの情報を与えない。沖縄防衛局には、電話を掛けてくるな、火災の現状について1時間ごとにこちらから電話する、と伝えること。」

上述のように、米軍は自ら設定した指針を恒常的に破り、原野火災を頻発させてきた。その上、火災の原因究明と防火対策に必要な不可欠な訓練内容や弾の種類を日本側に与えないというのである。これは、日本政府や自治体から現状改善の対策を考える手段を奪うことを示している。頻発する射爆場火災の実態は、現在の在日米軍の地位協定が米軍の基地運用上のフリーハンドを与えている現状を示し、その改善の必要性を示している。安全や環境問題に対する日本の調査権を明記するような地位協定改訂が求められる。(新田哲史、梅林宏道) ㊦

注
1 中部訓練場:Central Training Area (CTA)
2 表についての詳しい説明は、「さい塾」ウェブサイト参照。
<http://www.saijuku.jp>

【資料3】弾の種類と火災件数(括弧内は明確に指針違反の件数)

	合計	普通弾	曳光弾	榴弾	照明弾	発煙弾	爆破 作業	その他		不明
								SMAWS ポットラ イフル弾	その他	
2002年	12(5)	2(1)	4(3)	2(1)	1	0	0	0	3	0
2003年	10	2	4	1	0	0	2	0	0	1
2004年	7(1)	1	3(1)	2	0	1	0	0	0	0
2005年	7(2)	0	4(2)	0	1	0	0	0	1	1
2006年	6(4)	0	3(3)	1	0	1(1)	0	0	0	1
2007年	20(14)	4(1)	12(12)	3(1)	0	0	1	0	0	0
合計	62(26)	9(2)	30(21)	9(2)	2	2(1)	3	0	4	3